

青森県報

号外第三十四号

平成二十六年
四月一日
(火曜日)

目次

告 示

青森県総合学校教育センターの食堂施設の使用料の額の一部改正	(学校教育庁)	一
青森県総合社会教育センターの食堂施設の使用料の額の一部改正	(学校教育庁)	一
青森県立図書館の喫茶施設の使用料の額の廃止	(生涯学習課)	一
青森県営スケート場のスケート靴、ロッカー、食堂施設及び売店施設の使用料の額の一部改正	(同)	二
青森県武道館の食堂施設の使用料の額の一部改正	(同)	二
青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料の額及び常設展の観覧の場合の特定期間	(同)	二
教育委員会	(教育課)	二
青森県立高等学校授業料等徴収条例第二条第一項ただし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則を廃止する規則	(保健課)	二
青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	(同)	二
青森県総合社会教育センター規則の一部を改正する規則	(同)	二
青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則	(同)	二
青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令	(同)	二
青森県立高等学校授業料等徴収条例第二条第一項ただし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則を廃止する規則	(同)	二
青森県立図書館の喫茶施設の使用料の額の廃止	(同)	二
青森県営スケート場のスケート靴、ロッカー、食堂施設及び売店施設の使用料の額の一部改正	(同)	二
青森県武道館の食堂施設の使用料の額の一部改正	(同)	二
青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料の額及び常設展の観覧の場合の特定期間	(同)	二
教育委員会	(同)	二
青森県立高等学校授業料等徴収条例第二条第一項ただし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則を廃止する規則	(同)	二
青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	(同)	二
青森県総合社会教育センター規則の一部を改正する規則	(同)	二
青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則	(同)	二
青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令	(同)	二

(職員福利課) …… 五

(スポーツ健康課) …… 四

(生涯学習課) …… 四

(教職員課) …… 三

(学校施設課) …… 二

(教育課) …… 二

(保健課) …… 二

(同) …… 二

(同) …… 一

青森県教育委員会文書取扱規程等の一部を改正する訓令	(同)	五
青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令	(同)	六
青森県立学校臨時職員管理規程の一部を改正する訓令	(教職員課)	七
青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令	(職員福利課)	七
公印の作成	(同)	八
教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科目等の単位修得方法	(教職員課)	八

告 示

青森県告示第二百七十八号

平成十五年三月二十四日青森県告示第百八十七号(青森県総合学校教育センターの食堂施設の使用料の額)の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

表中「三十七万五千九百円」を「三十八万六千六百四十円」に改める。

青森県告示第二百七十九号

平成元年七月五日青森県告示第四百七十五号(青森県総合社会教育センターの食堂施設の使用料の額)の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

本文中「第二号」を「第三号」に、第一号の表中「六十万四千八百円」を「六十二万二千八百円」に改める。

青森県告示第二百八十号

平成六年一月七日青森県告示第十七号（青森県立図書館の喫茶施設の使用料の額は、廃止する。）

平成二十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百八十一号

昭和六十年八月十日青森県告示第六百二十三号（青森県営スケート場のスケート靴ロッカー、食堂施設及び売店施設の使用料の額）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中「百四十五万五千三百円」を「百四十九万六千八百八十円」に、「十万八百元」を「十万三千六百八十円」に改める。

青森県告示第二百八十二号

平成十二年五月一日青森県告示第三百五十五号（青森県武道館の食堂施設の使用料の額）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

表中「百五十五万四千九百元」を「百五十九万九千三百二十円」に改める。

青森県告示第二百八十三号

青森県立郷土館条例（昭和四十八年三月青森県条例第四号）別表第一号の規定に基づき、青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料の額及び常設展の観覧の場合の特定期間を次のとおり定める。

平成二十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特別展の観覧の場合の使用料の額

区		分		金額（一回につき）
特別展「発酵食品パワー」の観覧	個人	高等学校生徒 中等教育学校 後期課程生徒 及び学生	二百四十円 （特別展の開催の前日までに納付する場合には、二百円）	二百四十円 （特別展の開催の前日までに納付する場合には、二百円）
		一般	五百円 （特別展の開催の前日までに納付する場合には、四百円）	
団体（二十人以上のものに限る。）	一般	高等学校生徒 中等教育学校 後期課程生徒 及び学生	二百円 （特別展の開催の前日までに納付する場合には、百六十円）	二百円 （特別展の開催の前日までに納付する場合には、百六十円）
		一般	四百円 （特別展の開催の前日までに納付する場合には、三百二十円）	

二 常設展の観覧の場合の特定期間

平成二十七年一月四日から同年二月二十八日まで

教 育 委 員 会

青森県立高等学校授業料等徴収条例第二条第一項ただし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第六号

青森県立高等学校授業料等徴収条例第二条第一項ただし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則を廃止する規則

青森県立高等学校授業料等徴収条例第二条第一項ただし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則（平成二十二年四月青森県教育委員会規則第七号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第一項に規定する高等学校等をいう。）に在学し、かつ、この規則の施行の日以後引き続き県立高等学校に在学する生徒の当該引き続き在学に係る特別の事由がある場合（この規則による廃止前の青森県立高等学校授業料等徴収条例第二条第一項ただし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則第二条に規定する特別の事由がある場合をいう。）については、なお従前の例による。

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第七号

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年八月青森県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。
(経過措置)

- 3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から起算して五年を経過する日までの間において、免許法附則第十九項の規定により、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教

育委員会に提出しなければならない。

- 一 人物に関する証明書
 - 二 身体に関する証明書
 - 三 出身学校の卒業又は修了証明書
 - 四 学力に関する証明書
 - 五 免許法附則第十九項に規定する基礎資格を有することを証明する書類
 - 六 実務証明書（附則様式）
- 附則に附則様式として次の様式を加える。
- 附則様式

附則様式 (附則第3項関係)

実 務 証 明 書

本 籍 地 _____

氏 名 _____

生 年 月 日 _____ 年 月 日 _____

現在勤務先 _____

(1) 在 職	期 間 自 年 月 日 至 年 月 日 () 計 (年 月)	総実労働時間	職 名	担 当 し た 職 務 内 容
(2) 実 際 に つ づ け て 勤 務 し 続 け た 務 事	自 年 月 日 至 年 月 日 自 年 月 日 至 年 月 日		自 年 月 日 至 年 月 日 自 年 月 日 至 年 月 日	理 由 _____ 理 由 _____
(3) 施 設 の 概 要	施 設 名 _____ 認 可 等 年 月 日 _____	※認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名前について、すべて記載すること。 ※認可外保育施設の場合は、設立年月日を記入すること。		
(4) 評 価	勤 務 成 績 _____	良	好	不 良

証明者 (在職時の所轄庁、理事長又は勤務先の代表者) _____ 印

上記のとおり証明する。
年 月 日

注1 「総実労働時間」欄には、左の期間中の実際に勤務した総労働時間を記載すること。
(例：1日7時間、週5日、1年間(52週)勤務の場合、7時間×5日×52週=1,820時間)

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県総合社会教育センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第八号

青森県総合社会教育センター規則の一部を改正する規則

青森県総合社会教育センター規則(平成元年六月青森県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「**發送及び保存**」を「**及び發送**」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 行政文書の管理及び歴史公文書の保存等に関すること。

第八条第一項中「**条例別表第一号**」の下に「**及び第二号**」を加える。

第九条第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十条第一号中「**第一号から第三号まで**」を「**各号**」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第九号

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

別表第一の2中

課長印	2 1	を	課長印	2 1	に改める。
-----	-----	---	-----	-----	-------

別表第二の(1)中

文化財保護課	青教文	を	文化財保護課	青教文
	高等学校教育改革推進室		高等学校教育改革推進室	青教高

に改める。

(青森県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正)

第二条 青森県教育委員会職員安全衛生管理規程(平成十年四月青森県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「各課」の下に「及び室」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

(青森県教育委員会職員表彰規程の一部改正)

第三条 青森県教育委員会職員表彰規程(昭和四十三年六月青森県教育委員会訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「課長、教育事務所長」を「本庁の各課長及び室長、各教育事務所長」に、「及び学校以外の教育機関の長」を「並びに学校以外の各教育機関の長」に改める。

第八条第二項中「本庁各課長」を「本庁の各課長及び室長」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「猫(野・鹿) 卯戌」を「猫(野・鹿) 卯戌」に改める。

(青森県教育委員会広報の組織等に関する規程の一部改正)

第四条 青森県教育委員会広報の組織等に関する規程(昭和三十九年五月青森県教育委員会訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「本庁各課長」を「本庁の各課長及び室長」に改め、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、高等学校教育改革推進室における広報責任者は、室長が特に指名する者から委員長が命ずる。

第六条第一項中「関係課」の下に「及び室」を加える。

第八条第一項中「本庁各課、教育事務所」を「本庁の各課及び室、各教育事務所」

に、「及び学校以外の教育機関」を「並びに学校以外の各教育機関」に改める。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第三号

庁内一般
出先機関
所轄教育機関

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程(昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「課長」の下に「(高等学校教育改革推進室長を含む。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「及び文化財保護課三内丸山遺跡保存活用推進室長」を「文化財保護課三内丸山遺跡保存活用推進室長及び高等学校教育改革推進室総括主幹」に改める。

第十一条第一項中「サブマネージャー」の下に「(高等学校教育改革推進室に置く主幹を含む。)」を加える。

別表第一教職員課の項課長専決事項の欄中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第二十二号を一号ずつ繰り上げ、同表学校施設課の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

六 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)の施行に関する次のこと。

イ 第四条の規定による就学支援金の受給資格の認定に関すること。

ロ 第六条第一項の規定による就学支援金の支給に関すること。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第四号

庁 内 一 般
県 立 学 校

青森県立学校臨時職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

青森県教育委員会

青森県立学校臨時職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県立学校臨時職員管理規程（昭和四十一年四月青森県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第三号様式の記中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に4として次のように加える。

4 任用期間の更新に関する事項

- (1) 更新の有無
- (2) 更新の判断基準

第四号様式の記中

「更新任用期間 年 月 日から 年 月 日まで」

年 月 日から 年 月 日まで

「1 更新任用期間 年 月 日から 年 月 日まで」

2 更新任用期間の終了後の任用期間の更新に関する事項 以下省略。

- (1) 更新の有無
- (2) 更新の判断基準

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第五号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和四十一年十二月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「本庁の課長」の下に「高等学校教育改革推進室長」を加える。

第一号様式及び第二号様式中「課（所・館）長」を「課所長の長」に改める。

第三号様式中「課（所・館）長」を「課所等の長」に改め、同様式の記中

「更新任用期間 年 月 日から 年 月 日まで」

年 月 日から 年 月 日まで

「1 更新任用期間 年 月 日から 年 月 日まで」

2 更新任用期間の終了後の任用期間の更新に関する事項 以下省略。

- (1) 更新の有無
- (2) 更新の判断基準

第四号様式、第五号様式及び第六号様式中「課（所・館）長」を「課所等の長」に改める。

附 則

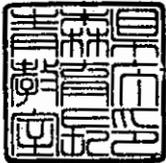
この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会告示第一号

平成二十六年四月一日次の表に掲げる公印を作成したので、青森県教育委員会文書取扱規程（平成二十五年九月青森県教育委員会訓令甲第十号）第十一条の規定により告示する。

平成二十六年四月一日

青森県教育委員会

公 印 の 名 称	公 印 の 印 影
青森県教育庁室長印	

青森県教育委員会告示第二号

平成十三年十月二十六日青森県教育委員会告示第十二号（教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科目等の単位修得方法）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日

青森県教育委員会

別表（十九）の次に次の一表を加える。

(20) 幼稚園教諭1種、2種免許状

保育士としての在職年数と修得単位を条件として免許法附則第19項による幼稚園教諭免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法は次の表による。

根拠	免 許 状 の 種 類		法 則
	免 許 法 施 行 規 則	法 則	
規定	免 許 法 施 行 規 則	幼稚園教諭1種免許状	幼稚園教諭2種免許状
保 育 士 等 と し て の 在 職 年 数	修 得 す る こ と を 必 要 と す る 総 単 位 数	附則第19項	附則第10項
		3年 ※勤務時間の合計が、4,320時間以上の場合に限る。	
教 職 に 関 す る 科 目 単 位 数	免 許 法 施 行 規 則 第 六 条 に 定 め る 科 目 区 分	第二欄	第二欄
		教育の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割
		教育の基礎理論に関する科目	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)
		教育課程及び指導法に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
該 当 者	生 徒 指 導、 教 育 相 談 及 び 進 路 指 導 等 に 関 す る 科 目	教育課程の意義及び編成の方法	1
		保育内容の指導法	2
備 考	幼 児 理 解 の 理 論 及 び 方 法	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	2
		幼児理解の理論及び方法	1
「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容(とりわけ第26条(教育を受ける権利))が取り扱われるよう留意すること。			

学士の学位を有すること、かつ、児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第18条の8第1項に規定する保育士試験に合格していること。

児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第18条の8第1項に規定する保育士試験に合格していること。

附 則
この告示は、公表の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭